

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝える
メールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを主な対象に公益に関する情報
共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしています。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで皆さまが欲しいと思う情報をでき
るだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願
い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ・最新動向について

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」

の公表について >> 2015.2.12 公表分

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表に伴うFAQ

の改訂について >> 2015.4.13 公表分

公益認定等委員会だより 43号 >> 2015.6.5 発行分

公益認定等委員会だより 44号 >> 2015.7.1 発行分

公益認定等委員会だより 45号 >> 2015.8.7 発行分

公益認定等委員会だより 46号 >> 2015.9.1 発行分

News・お知らせ

非収益事業の用に供したアルミ板を処分した場合の法人税法上の取扱い

について >> 2015.2.23 公表（東京国税局）

今月のTopic

千葉県公益認定等審議会勧告【公益認定の取消し】（事例研究）

>> 2015.9.4（千葉県公益認定等審議会）

行政庁からのお知らせ・最新動向について

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の公表について

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表に伴うFAQの改訂について

公益認定等委員会だより（43号）

公益認定等委員会だより（44号）

公益認定等委員会だより （45号）

公益認定等委員会だより （46号）

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」
の公表について

以前から公益法人の会計に関する研究会で検討されておりました、公益法人の会計に関する諸課題について、最終報告書素案が公表されました。

（内容の要点）

*** 小規模法人の負担軽減策**

事業規模の小さい法人の負担軽減策として議論されておりましたが、小規模法人を定義することが困難であること、公益法人は規模の大小に関わらず、その活動への期待は同じであること等から公益法人としての原則的な処理が必要であるとの結論が出されました。

*** 公益法人会計基準の適用の在り方**

会計基準の設定の在り方

公益認定等委員会の下に置かれている研究会において今後検討していくことが記載されています。

法人類型ごとに適用する会計基準の明確化

公益法人、移行法人、公益目的支出計画を完了した一般法人等に適用される会計基準について、平成16年基準、平成20年基準の違いを明らかにすること、新制度への移行の際に設定されたFAQを一部整理すること等が議論されています。

公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応

企業会計基準では既に導入されている、「資産除去債務に関する会計基準」、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」について公益法人会計基準でも適用するかどうかの検討について記載されています。

*** 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和**

公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要がない場合には、同区分の作成を省略できることが記載されており、「必要がない」場合について解説されています。

*** 財務諸表上の様式・勘定科目の改善**

貸借対照表内訳表

貸借対照表内訳表については従前どおり、収益事業等からの利益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰入れる法人は作成義務があるとされています。

正味財産増減計算書内訳表

期首、期末の正味財産額を事業毎ではなく会計毎に記載すればよい、ということが記載されています。

*** 財務三基準の解釈・適用** : 公益認定基準の財務三基準についての検討内容が記載されています。

収支相償の剰余金解消計画の1年延長

特別な事情や合理的な理由がある場合には、報告対象年度で剰余金が発生した場合に、当該剰余金を解消するためのスケジュールを具体的に示すことで説明が可能になることが明示されています。

剰余金の解消理由

剰余金の解消方法の一つとして、公益目的保有財産として金融資産を取得する場合の留意点が記載されています。さらに、地震や火災等災害時に備えて積み立てる資金が特定費用準備資金に該当するかどうか、過去の赤字補填と剰余金解消の説明について検討されています。

収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

使途の「特定」の考え方、指定正味財産から一般正味財産への振替のタイミング等について、具体的に検討されています。

*** 定期提出書類**

別表 H と財務諸表との関係

公益目的事業の赤字を補填した財産は、公益目的事業財産に該当するかどうかについて、検討の過程と結果が示されています。

別表 C (2) 控除対象財産と財務諸表との関係

遊休財産から控除する控除対象財産と財務諸表の表示について記載されています。

実施事業資産と財務諸表との関係

移行法人（公益目的支出計画を実施中の法人）の実施事業資産の注記方法について記載されています。

*** 財務三基準以外**

上記の他、財務三基準以外では以下の項目について、ガイドラインや FAQ 等の解説が記載されています。

有価証券の評価方法等の考え方と表示方法

事業費・管理費科目の考え方と表示方法

他会計振替の考え方

財産目録の使用目的欄の表示の必要性

資金収支の情報の記載

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の公表については、下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1UQpU2N>

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表に伴う
FAQ の改訂について

FAQにおいて、追加・修正されている箇所は、以下の通りです。

(追加分)

- * 問 -2- * 問 -2- * 問 -3-
- * 問 -2- * 問 -2- * 問 -2-
- * 問 -4

(修正分)

- ・ 問XI-2-
- ・ 問 -1- ・ 問 -1-
- ・ 問 -2- ・ 問 -2-
- ・ 問 -3- ・ 問 -3-
- ・ 問 -4- ・ 問 -4- ・ 問 -4- ・ 問 -4- ・ 問 -4-

公益認定等委員会だより（43号）

法人運営における留意事項 ～立入検査における主な指摘事項を踏まえて（前篇）～
として、以下の内容が記載されています。（p.2～3）

機関運営関係の指摘事項

決算承認理事会と定時社員総会（評議員会）の議事録を確認したところ、同日に開催していた定時社員総会（評議員会）の招集手続を省略する場合に、理事会決定を行っていない
定時社員総会（評議員会）の招集通知に際して、計算書類等を提供していない
業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、又は議事録に記載がなく実施の確認ができない
役員の選任に際し、個別に採決せず、一括で決議していた
議事録の作成・保存の不備（記載事項、記名・押印等）

公益認定等委員会だより（43号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1K8LUB0>

公益認定等委員会だより（44号）

法人運営における留意事項 ～立入検査における主な指摘事項を踏まえて（後編）～
として、以下の内容が記載されています。（p.2～3）

1. 変更認定申請・変更届出の懈怠

変更認定申請が必要なことが判明した事例

公益目的事業を実施していない（今後も実施する見込みがない）

既存の事業に含まれない新たな事業を開始していた

変更届出が必要なことが判明した事例

役員の変更に関するもの（選任・退任等）

役員報酬の支給基準の変更

事務所所在地の変更に関するもの

2. 事業運営、書類備置き等の不備

事業運営の実態が明らかでない

財産目録等の備置き及び閲覧の不備

3. 財務・会計関係の留意事項

会計処理について

- ・役員報酬規程では、無報酬としているが、実際には理事会等の出席に際し、報酬に該当する一定額を支給していた
- ・実費相当の費用としての積算根拠が明らかでない一定額を、交通費や通信費の名目で支給していた
- ・財務諸表の勘定科目名を誤って使用していた

公益認定等委員会だより（44号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1UOGwx6>

公益認定等委員会だより（45号）

「決算を終えた移行法人の皆様へ」として、本年度の決算によって、公益目的支出計画における公益目的財産残額が零、又は計画どおりに完了しないことが明らかになった場合の手続についてのお知らせが記載されています。（p.3）

公益目的支出計画における公益目的財産残額が零となった移行法人の場合

同計画の完了確認請求という手続が必要となり、同手続による支出計画の完了確認を経て、移行法人は一般法人となります。（認可行政庁の確認を受けていない法人は、移行法人としての義務（公益目的支出計画の実施等）が存続することになります。）

完了予定年月日に計画が完了しないことが判明した場合

決算の結果、公益目的支出計画の完了予定年月日に計画が完了しないことが明らかとなった場合は、速やかに公益目的支出計画の実施期間を延長する変更認可申請を提出することになります。

公益認定等委員会だより（45号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1M5Wpb1>

公益認定等委員会だより（46号）

「10月から法人番号の通知が始まります」として、マイナンバー制度の記事が記載されています。（p.2～3）

法人番号の利用範囲の制約について

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で公表され、その利用については、特に制限がなく、誰でも利用することが可能。

公益認定等委員会だより（46号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1KN7EYI>

=====

News・お知らせ

非収益事業の用に供したアルミ板を処分した場合の法人税法上の取扱いについて
>> 2015.2.23 公表（東京国税局）

（質疑内容）

活動内容等を広報するため、書籍等を自己の事務所において印刷し、これを希望者に無償で配布している公益法人が、当該書籍等の印刷に際し、輪転機（印刷機）でアルミニウム製の印刷版（以下「アルミ板」という。）を使用している場合、当該使用済みのアルミ板を専門業者に有償で引き取ってもらう際の、譲渡代金は、法人税法上の収益事業に係る収益に該当しない、と解して差し支えないかどうか。

（回答）

前提：当法人が行う書籍等の印刷及び無償配布は、法人税法上の収益事業に該当しない。当法人は、書籍等の印刷に必須の材料としてアルミ板を取得し、印字のために使用しているものであり、当法人の行う使用済みアルミ板の廃棄、売却などの処分行為は、書籍等の印刷の一環として必然的に生じるものであり、その性質上、書籍等の印刷に付随して行われる行為に当たると考えられます。

また、アルミ板は、印刷等の際に使用するために取得したものであり、販売する目的で取得したものではありませんので、この売却による処分行為は独立した事業とは認められず、法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する物品販売業にも該当しない、と考えられます。したがって、当法人が行う使用済みのアルミ板の譲渡の対価として受領する金員は、法人税法上の収益事業に係る収益に該当しないと考えられます。

=====

今月のTopic

千葉県公益認定等審議会勧告【公益認定の取消し】（事例研究）

今回は、千葉県公益認定等審議会より霊園を経営する公益法人に対する、公益認定取消しの勧告（平成 27 年 9 月 4 日付）事例を取り上げています。その理由、内容については、次の通りです。

認定法第 5 条 4 号の基準への不適合

墓地の造成等の伴う資金調達について、公益認定申請時の説明と異なる方法（利害関係者である石材店より借入）により行っていたため、虚偽の申請を行ったと認められること。

認定法第 5 条 8 号の基準への不適合

公益認定申請時に、社会的弱者を対象とした事業を行うことを理由に、公益目的事業の説明をしていたが、実際は当該事業を実施していなかった、また実施する体制もとっていないかったこと。

認定法第 5 条 2 号の基準への不適合

墓地の用に供する土地について、公益認定申請時には、A 株式会社より寄附を受ける旨の説明をしていたが、実際は A 株式会社より購入したものと認められたこと。申請時に当該法人の有する財産は少なく、公益目的事業を行うために必要な経理的基礎を有するとは認められなかったため、虚偽の説明を行ったものと認められること。

また、計算書類等も適切に整備されておらず、監事監査も行われていなかった。

「千葉県公益認定等審議会勧告」は、下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1Mm5jnF>

< スタッフより >

新制度への移行期間から既に 2 年ほど経過しましたが、制度の複雑さもあり公益法人等の皆様におかれましては、日々の組織運営や事業報告等に悩まれている方も多いと思います。今年の 4 月に公益法人の会計に関する諸課題の検討状況についての最終報告が公表され、それを受けて FAQ が追加・修正されております。移行後の実際の法人運営の実態に即した検討がなされ、実務の参考となるものと思います。目玉としては、収支相償の剰余金の取扱いがありますが、これまでも同様の趣旨で剰余金の取扱いはなされてきたのですが、FAQ に明確に記載されることで、行政庁とのやりとりにおいて誤解による指導等への対応が少し容易になったのではないかと思います。したがって、新たに追加・修正された内容を把握し、よく理解することは今後の立入検査や事業報告等にとって重要になります。最近、朝夕の気温が下がりだいが過ごしやすくなりましたが、油断するとすぐに体調を崩しやすい季節でもありますので、お体に気を付けてお過ごしください。（廣門）

ご要望・ご感想

・ ・本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

このメールマガジンが最適にご覧いただけない場合、本メール冒頭の当グループホームページ（公益法人向けメールマガジン）上においても掲載していますので、こちらでご覧いただけますようお願い申し上げます。

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原 CPA ビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581
